

基準 19 非常電源に関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

1 用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 不燃専用室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては梁及び屋根）で区画され、かつ、出入口、窓、換気口（ガラリ等）の開口部に常時閉鎖式防火設備（換気口については随時閉鎖式防火設備。）を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。
- (2) 不燃材料で区画された機械室等とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁及び屋根をいう。）により防火的に区画された機械室、電気室、ポンプ室等の機械設備室（ボイラー設備等の火気使用設備と共用する室及び可燃性の物質が多量にある室は除く。）で開口部に常時閉鎖式防火設備（換気口については随時閉鎖式防火設備。）を設けた室をいう。
- (3) 非常電源の専用区画等とは、不燃専用室、キュービクル式の外箱及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう。
- (4) 耐火配線とは、省令第12条第1項第4号ホの規定による配線をいう。
- (5) 耐熱配線とは、省令第12条第1項第5号の規定による配線をいう。
- (6) 引込線取付点とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は連接引込線を取付ける電線取付点のうち最も電源に近い場所をいう。
- (7) 保護協調とは、一般負荷回路が火災等により短絡、過負荷、地絡等の事故を生じた場合においても非常電源回路に影響を与えないように遮断器等を選定し動作協調を図ることをいう。
- (8) 一般負荷回路とは、消防用設備等の非常電源回路以外のものをいう。

2 非常電源の設置

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ基準 19－1 表により設置するものとする。

基準19 非常電源に関する基準

基準19-1表

消防用設備等	非常電源の種別	使用時分
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備(注)1 水噴霧消火設備 泡消火設備 特定駐車場用泡消火設備 屋外消火栓設備	○非常電源専用受電設備（(注)2、3に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	30分以上
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	60分以上
自動火災報知設備 非常警報設備	○非常電源専用受電設備（(注)2に掲げる防火対象物は除く。） ○蓄電池設備（直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。）	10分以上
ガス漏れ火災警報設備	○直交変換装置を有しない蓄電池設備 ○直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備 （(注)4に掲げる場合に限る。）	10分以上
消防機関へ通報する火災報知設備	○蓄電池設備	10分以上
誘導灯	○直交変換装置を有しない蓄電池設備（(注)5に掲げる場合にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備）	20分以上 (注)6
排煙設備 加圧防排煙設備	○非常電源専用受電設備（(注)2、3に掲げる防火対象物を除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	30分以上
連結送水管の加圧送水装置	○非常電源専用受電設備（(注)2に掲げる防火対象物を除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	120分以上
非常コンセント設備	○非常電源専用受電設備（(注)2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	30分以上
無線通信補助設備	○非常電源専用受電設備（(注)2に掲げる防火対象物は除く。） ○蓄電池設備（直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。）	30分以上
総合操作盤	○非常電源専用受電設備（(注)2に掲げる防火対象物は除く。） ○自家発電設備 ○蓄電池設備 ○燃料電池設備	120分以上●
パッケージ型自動消火設備	○蓄電池設備	60分+10分 (注)7

(注)1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。

2 延面積が1,000㎡以上の特定防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）

3 地階を除く階数が11以上で延面積が3,000㎡以上、地階を除く階数が7以上で延面積が6,000㎡以上又は地階の階数が4以上で地階の床面積の合計が2,000㎡以上の防火対象物（特定防火対象物（小規模特定用途複合用途防火対象物を除く。）を除く。）

4 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は直交変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合は、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によることができる。

5 20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。

6 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で延面積が50,000㎡以上、地階を除く階数が15以上で延面積が30,000㎡以上若しくは同表(16)の2)項で延面積が1,000㎡以上の防火対象物については、60分以上とすること。

7 監視状態を60分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を10分間以上継続して発生させることができる容量とすること。

基準19 非常電源に関する基準

3 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、省令第12条第1項第4号イの規定によるほか、次により設置すること。

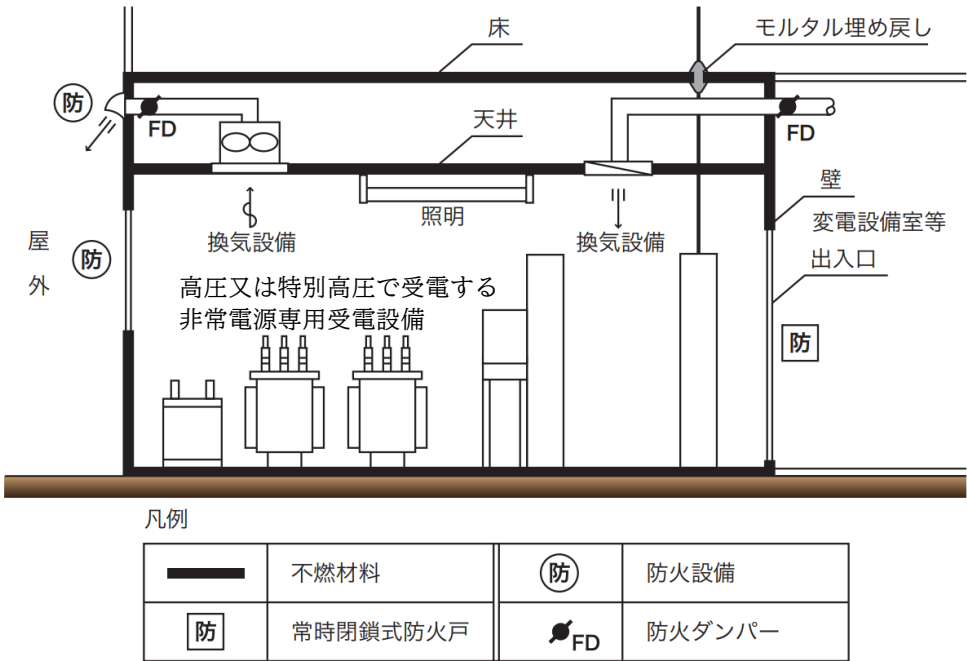
(1) 設置場所等

ア 設置場所は、次のいずれかによること。

(ア) 不燃専用室。

ただし、屋外に面する出入口、窓等の開口部は随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。

なお、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該不燃専用室の壁若しくは床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。（基準19-1図参照）



基準19-1図

(イ) 省令第12条第1項第4号イ(ニ)(1)に規定するキュービクル式非常電源専用受電設備（以下「キュービクル式」という。）のものを設ける場合にあっては、次のいずれかの場所に設けること。

a 前(ア)による。

b 不燃材料で区画された機械室等。

ただし、屋外に面する出入口、窓等の開口部は随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。

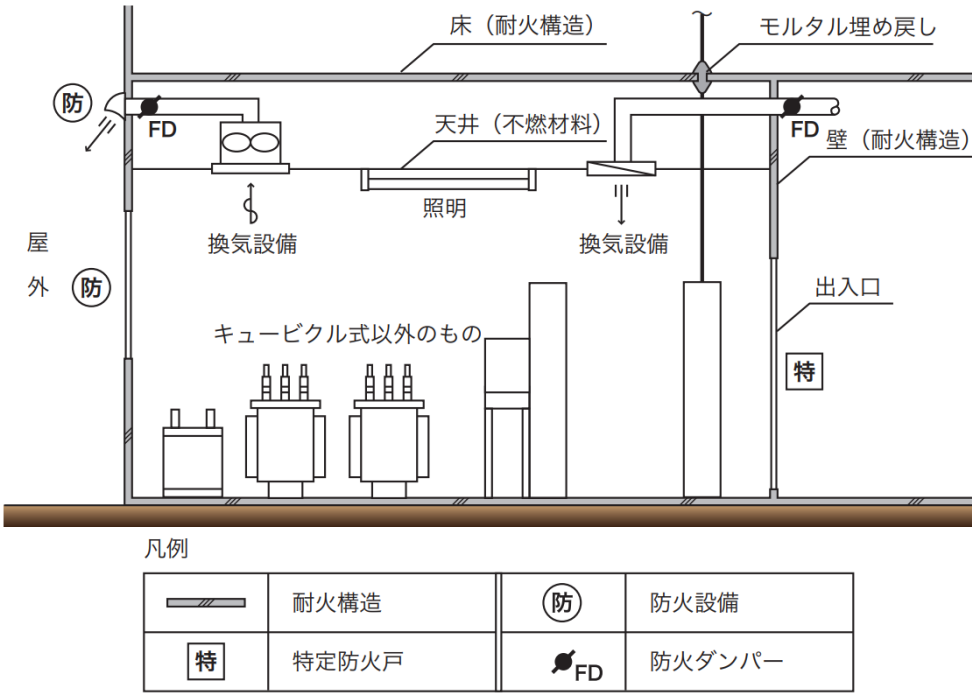
c 屋外

d 建築物の屋上

(ウ) キュービクル式以外のものを変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室に設ける場合は、耐火構造の床又は壁で区画された室（以下「耐火構造で区画された機械室等」という。）に設けること。（基準19-2図参照）

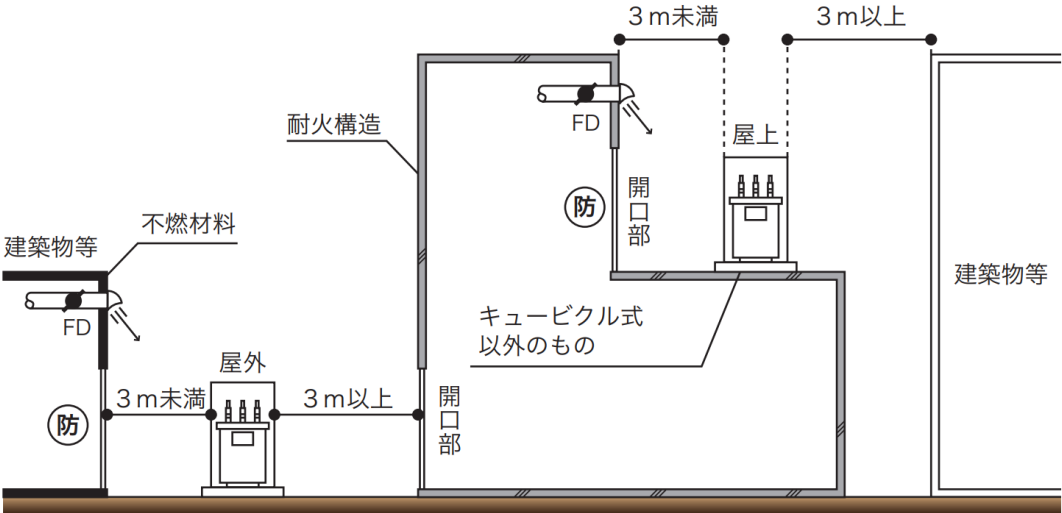
当該耐火構造で区画された室の開口部は、前(ア)を準用すること。

基準19 非常電源に関する基準



基準19-2図

- (イ) キュービクル式以外のものを屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては、隣接する建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から3m以上の距離を有して設けること。（基準19-3図参照）
- ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備を設けてある場合は、この限りでない。



基準19-3図

基準19 非常電源に関する基準

イ 屋内に設置する場合は、次によること。

- (ア) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。
- (イ) 配電管、配線又は空調用ダクト等が区画の壁若しくは床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (ウ) 水が侵入し、又は浸透するおそれのない構造であること。
- (エ) 非常電源専用受電設備の周囲には、火災を発生するおそれのある設備が置かれていないこと。
- (オ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。

ウ 点検及び操作に必要な照明設備が確保されていること。●

エ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。●

(2) 構造及び性能

ア キュービクル式にあっては、次によること。

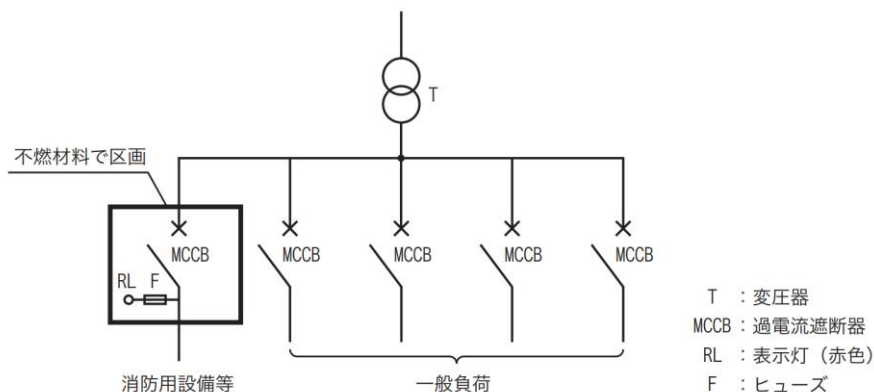
- (ア) 不燃専用室に設置する場合、又は屋外、屋上（特定主要構造部を耐火構造とした建築物に限る。）に設ける場合で建築物等から3m以上の距離を有するもの（当該受電設備から3m未満の建築物等の部分が不燃材料で造られ開口部に防火設備が設けられている場合は3m未満とすることが出来る。）以外は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合するもの（以下「消防庁告示第7号適合品」という。）又は認定品（登録認定機関（一社）日本電気協会）のものとする。
- (イ) 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示が設けられていること。
- (ウ) 非常電源回路が他の非常電源回路及び他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように、不燃材料の隔壁で区画し遮へいされていること。（基準19-4図参照）

イ キュービクル式以外にあっては、次によること。

- (ア) 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示が設けられていること。
- (イ) 非常電源回路が他の非常電源回路及び他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように、不燃材料の隔壁で区画し遮へいされていること。（基準19-4図参照）
- (ウ) 配電盤若しくは分電盤又は監視室等の監視盤の前面には、非常電源回路の電源が充電されていることを容易に確認できる表示灯を次により設けること。●

ただし、同一変圧器の二次側に非常電源回路が2以上ある場合にあっては、電源確認表示灯は1とすることができる。

- a 表示灯の電源は、非常電源回路用過電流遮断器の二次側より分岐すること。
- b 表示灯回路には適正なヒューズを用いること。
- c 表示灯の光色は赤色とすること。
- d 表示灯の直近には非常電源確認表示灯である旨の表示を行うこと。
- e 表示灯回路には点滅器を設けないこと。



基準19-4図

基準19 非常電源に関する基準

ウ 直列リアクトルが設置されている回路にあっては、コンデンサ又はリアクトルの異常時に、当該回路を自動的に遮断できる装置を設けること。●

ただし、高調波等の影響を受けるおそれが少ない回路又は高調波対策が講じられた回路にあっては、この限りでない。

※消防庁告示第7号適合品及び認定品（登録認定機関（一社）日本電気協会）にあっては、前ア（イ）、（ウ）、イ及びウに適合しているものとして取り扱って支障ない。

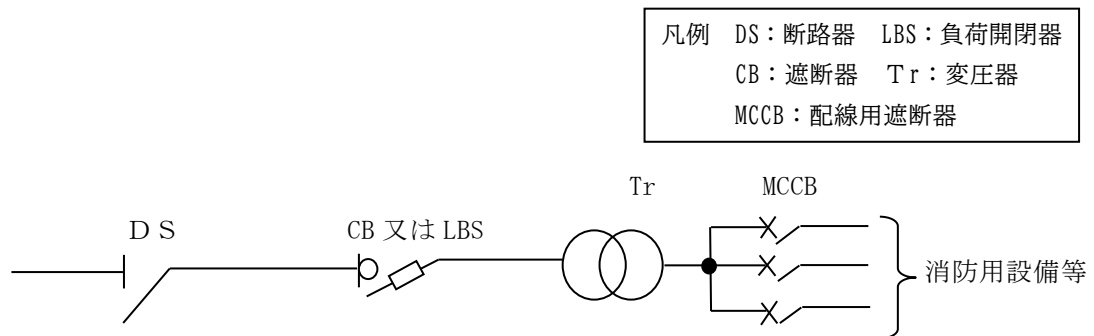
(3) 接続方法

非常電源専用受電設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図り、次のいずれかの例によること。

ただし、消防庁告示第7号適合品及び認定品（登録認定機関（一社）日本電気協会）については、これに適合するものとして取扱うことができる。

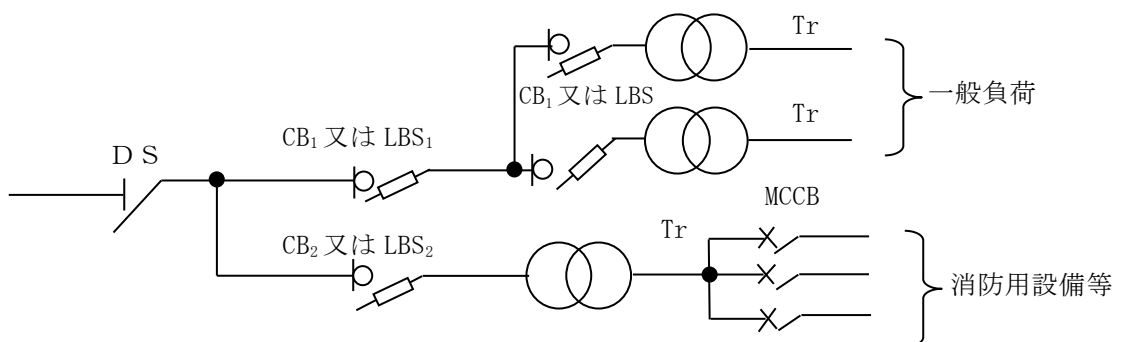
ア 非常電源専用の受電用遮断器を設ける場合

(ア) 基準19-5図に示すように、非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、配線用遮断器（MCCB）は、受電用遮断器（CB又はLBS）より先に遮断する性能を有すること。



基準19-5図

(イ) 基準19-6図に示すように、非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、次によること。



基準19-6図

a 消防用設備等の受電用遮断器（CB₂又はLBS₂）を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）と同等以上の遮断容量を有すること。

b 配線用遮断器（MCCB）は、受電用遮断器（CB₂又はLBS₂）より先に遮断する性能を有すること。

基準19 非常電源に関する基準

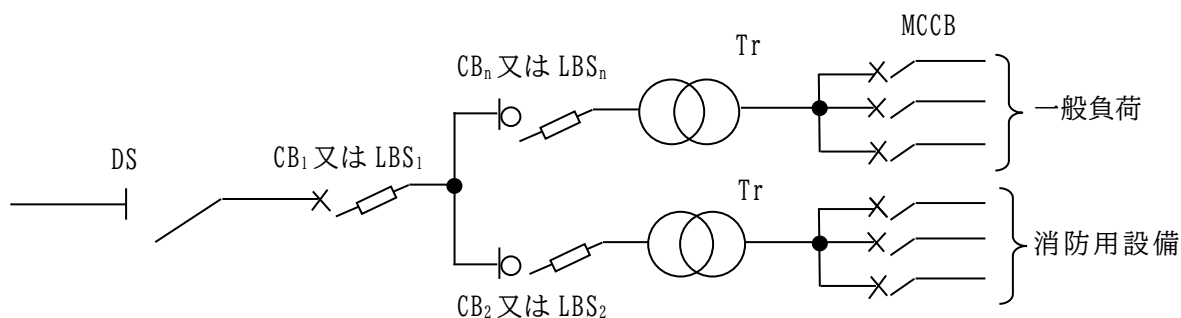
イ 非常電源専用の変圧器を設ける場合

基準19-7図に示すように、非常電源専用の変圧器（防災設備専用の変圧器であって、その二次側から各負荷までを非常電源回路に準じた耐火配線としている場合を含む。）を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、次によること。

- (ア) 一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）より先に遮断する一般負荷用遮断器（CB_n又はLBS_n）が設けられていること。

ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCB）を設けた場合はこの限りではない。

- (イ) 消防用設備等の非常電源専用に設置された変圧器の二次側に複数の配線用遮断器を設ける場合、受電用遮断器及び変圧器の一次側に設けた遮断器より先に遮断する性能を有すること。



基準19-7図

ウ 一般負荷と共用する変圧器を設ける場合

- (ア) 基準19-8図に示すように、一般負荷と共用する変圧器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、次によること。

- a 一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）より先に遮断する遮断器（CB_n又はLBS_n）が設けられていること。

ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCB）を設けた場合はこの限りでない。

- b 一般負荷と共用する変圧器の二次側には、次のすべてに適合する配線用遮断器を設けること。

- (a) 一の配線用遮断器の定格電流（AT（アンペアトリップ））は、変圧器の二次側の定格電流を超えないものであること。

ただし、直近上位の標準定格のものがある場合は、その定格電流とすることができる。

- (b) 配線用遮断器の定格電流の合計（将来用として設置する配線用遮断器を含む。）は、変圧器の二次側の定格電流に2.14（不等率1.5／需要率0.7）を乗じた値以下であること。

ただし、過負荷を検出し一般負荷回路をしゃ断する装置を設けた場合は、この限りでない。

【参考】

$$\text{変圧器の二次側の定格電流} = \frac{\text{変圧器容量 (KVA)} \times 10^3}{\text{変圧器二次電圧 (V)}} \left[\begin{array}{l} \text{三相変圧器の場合は、求めた値を}\sqrt{3} \\ \text{で除した値となる。} \end{array} \right]$$

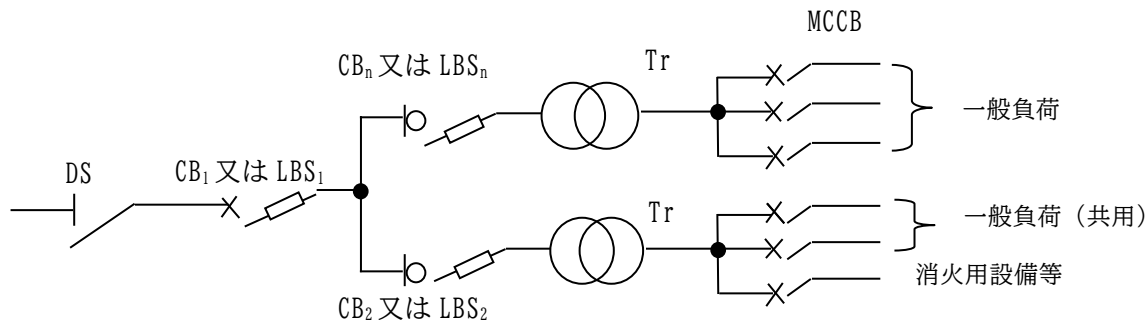
$$\text{不等率} = \frac{\text{各負荷の最大需要電力の和}}{\text{統括した時の最大需要電力}} \quad \text{不等率} = \frac{\text{最大需要電力}}{\text{設備容量}}$$

基準19 非常電源に関する基準

- (c) 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有効に遮断するものであること。

ただし、8(3)アに規定する耐火配線を行っている回路にあってはこれによらないことができる。

- (d) 配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないものであること。



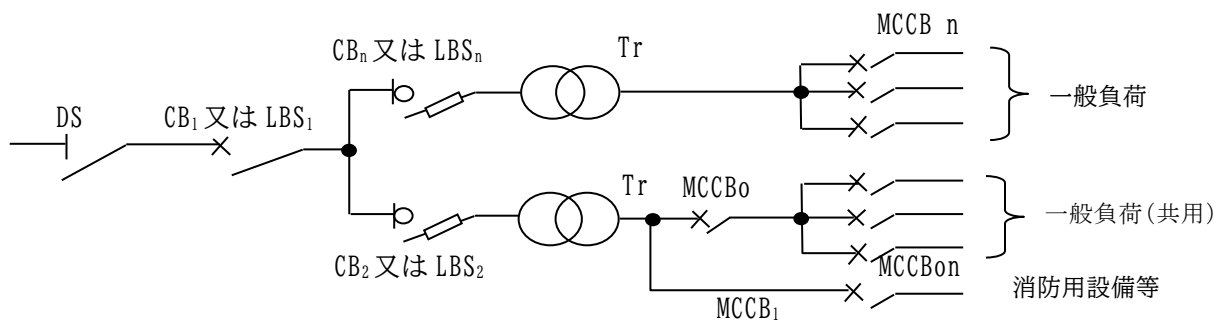
基準19-8図

- (イ) 基準19-9図に示すように、一般負荷と共用する変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設けその遮断器の一次側から消防用設備等へ電源を供給する場合は、次によること。

- a 前(7)(b(b)を除く。)によるほか、一般負荷（共用）の主配線用遮断器（MCCB₀）は、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）及び変圧器一次側に設けた遮断器（CB₂又はLBS₂）より先に遮断するものであること。

ただし、変圧器二次側に十分な遮断器容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCB_{0n}）を設けた場合はこの限りでない。

- b 一般負荷の主配線用遮断器（MCCB₀）の定格電流は、変圧器二次側の定格電流の1.5倍以下とし、かつ、消防用設備等の配線用遮断器（MCCB₁）との定格電流の合計（将来用として設置する配線用遮断器を含む。）は、2.14倍以下であること。



基準19-8図

基準19 非常電源に関する基準

(4) 保有距離

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、省令第12条第1項第4号イ(ハ)及び(ト)の規定によるほか、基準19-2表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

基準19-2表

(単位：m)

機器名		保有距離	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面
キュービクル式のもの			1.0	0.6	0.2	0
キュービクル式以外のもの	閉鎖型のもの	1.0	0.8		0.6	0.2
	オープン式のもの	(1.2)				

※ () 操作を行う面が相互に面する場合

(5) 設置方法

- ア 他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものとする。
- イ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。
- ウ 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置すること。
- エ 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(6) 引込回路

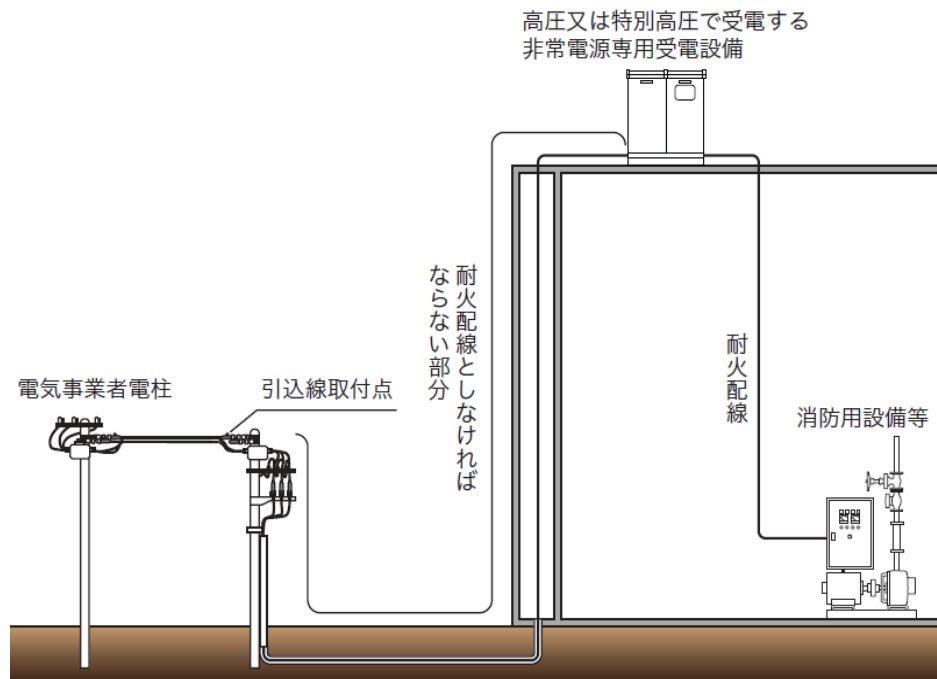
非常電源専用受電設備の引込回路の配線及び機器は、次によること。

- ア 引込線取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路（以下「引込回路」という。）の配線は、耐火配線とし、基準19-10表に示す方法により施設すること。（基準19-10図参照）

ただし、次に掲げる場所（ウ）については基準19-10表A欄に示す(1)から(10)までの電線等を用いた金属管工事としたものに限る。）については、この限りでない。

- (ア) 地中
 - (イ) 別棟、屋外、屋上又は屋側電線路で開口部から火炎を受けるおそれが少ない場所
 - (ウ) 不燃材料で区画された機械室等
 - イ 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これらに類するものは、前(1)アに準じた火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。
- ただし、配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）（以下「配電盤告示」という。）第3に規定するキャビネットの構造の例によるものに収納した場合は、この限りでない。

基準19 非常電源に関する基準



基準19-10図

4 低圧で受電する非常電源専用受電設備

低圧で受電する非常電源専用受電設備は、省令第12条第1項第4号イの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所等

ア 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「配電盤等」という。）は、設置場所に応じて基準19-5表により設置すること。

イ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。●

基準19-5表

設置場所		配電盤等の種類
不燃専用室	区画が耐火構造のもの	一般の配電盤等
	区画が耐火構造以外の不燃材料のもの	
屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上 隣接する建築物等から3 m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。		第1種配電盤等、第2種配電盤等又は一般の配電盤等(注)
不燃材料で区画された機械室等及びその他これに類する室		
建基法第107条に規定する1時間の耐火性能を有するパイプシャフト		第1種配電盤等又は第2種配電盤等
上記以外の場所		第1種配電盤

注 省令では、一般の配電盤等を設置することが認められているが、信頼性の確保を目的として第2種配電盤等の設置を指導すること。●

基準19 非常電源に関する基準

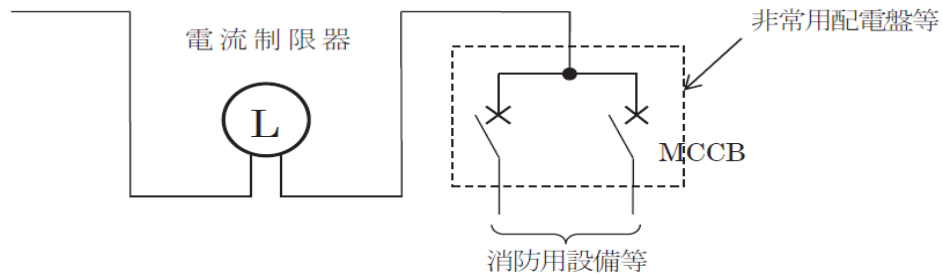
(2) 構造及び性能

配電盤等は、耐火構造で区画された機械室等に設置するものを除き、配電盤等告示に適合するもの又は認定品（登録認定機関（一社）日本電気協会）のものとする。

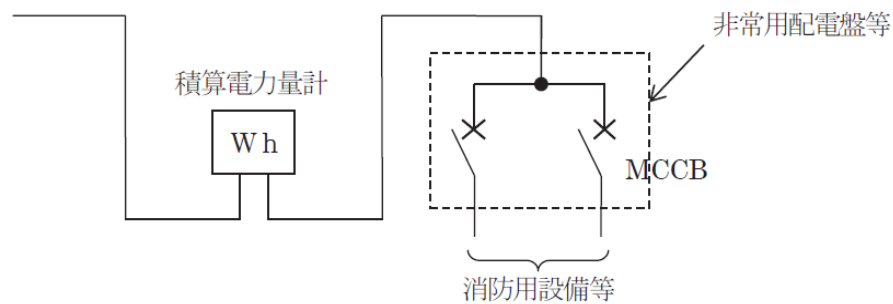
なお、原則として認定品（登録認定機関（一社）日本電気協会）を設置するよう指導すること。●

(3) 接続方法

ア 非常用電源専用で受電するもの（基準19-11図及び基準19-12図）

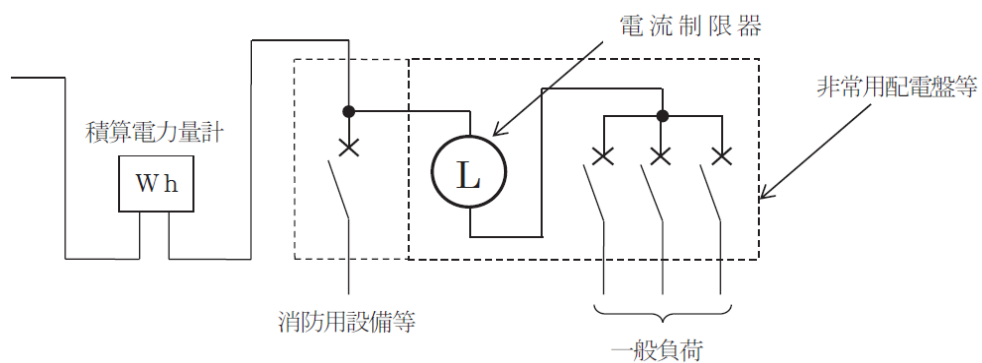


基準19-11図



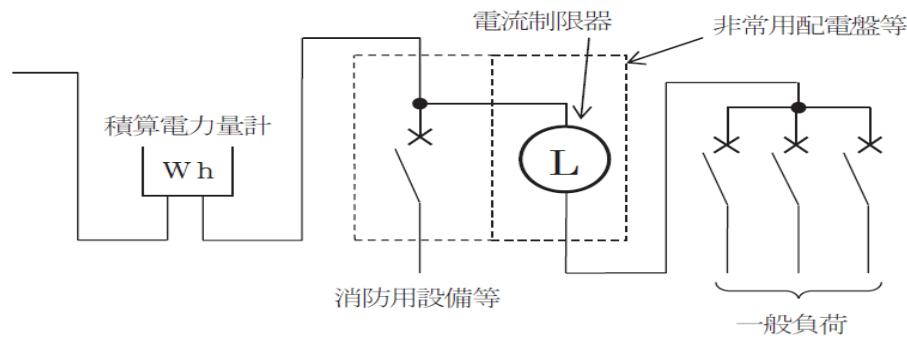
基準19-12図

イ 一般負荷と共用で受電するもの（基準19-13図から基準19-15図まで）

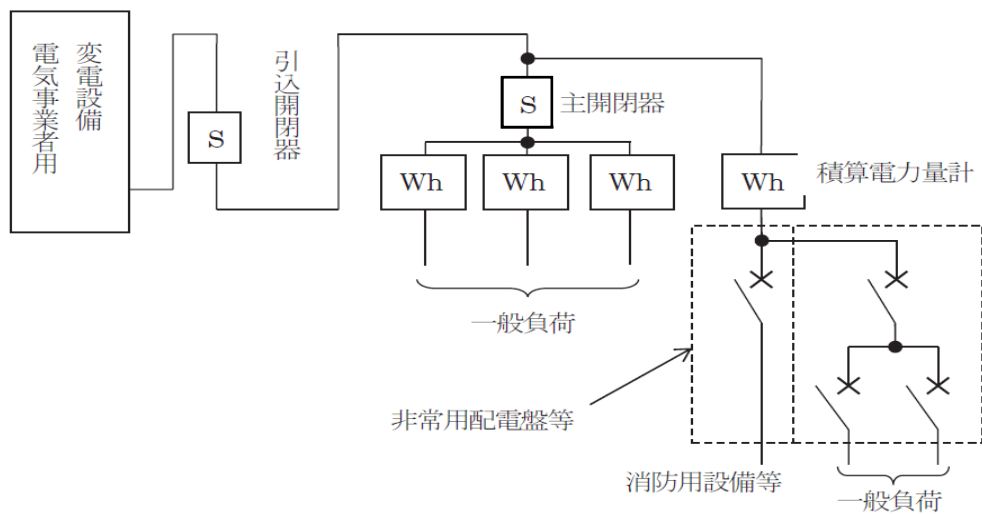


基準19-13図

基準19 非常電源に関する基準



基準19-14図



基準19-15図

※ 消防用設備等で漏電火災警報器の電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあっては主開閉器）の電源側から分岐すること。

(4) 保有距離

低圧で受電する非常電源専用受電設備は、省令第12条第1項第4号イ(ト)の規定によるほか、基準19-6表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

基準19-6表

(単位：m以上)

保有距離 機器名	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等 と相対する面
第1種配電盤等	1.0 (操作を行う面が相互 に面する場合は、1.2)	0.6 (点検に支障となら ない部分については この限りでない。)	1.0
第2種配電盤等			3.0
一般の配電盤等			

(5) 設置方法

- ア 他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものとする。
- イ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。
- ウ 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置すること。
- エ 第1種配電盤等に収納する機器は第1種耐熱形機器を、第2種配電盤等に収納する機器は第2種耐熱形機器を、それぞれ用いること。一般の配電盤等に収納する機器は電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(6) 引込回路

- 引込回路は、前3(6)を準用すること。

5 自家発電設備

自家発電設備は、省令第12条第1項第4号口の規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所等

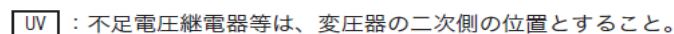
- ア 設置場所は、前3(1)アを準用すること。
- イ 不燃専用室及び不燃材料で区画された機械室は、換気用の風道が当該室を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを、屋外に面する開口部には防火設備を設けることとされているが、当該自家発電設備の換気の用に供するものであって、次に掲げる事項のすべてに適合する場合は、防火ダンパーを設けないことができる。
 - (ア) 風道は、次に定めるものであること。
 - a 専用の風道であること。
 - b 厚さが1.6mm以上の鋼板製のもの又はこれと同等以上の耐火性能を有するものであること。
 - c 主要構造部に堅固に取り付けるものであること。
 - d 風道が区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該風道と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めるものであること。
 - e 屋外に通ずる換気口は、建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分以外の部分に設けられていること。
- ウ 屋内に設置する場合は、次によること。
 - (ア) 水が侵入し、又は浸透するおそれのない構造であること。
 - (イ) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのないこと。
 - (ウ) 粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。
 - (エ) 配電管、配線又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
 - (オ) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。
 - (カ) 自家発電設備の周囲には、火災が発生するおそれのある設備が置かれていないこと。
 - (キ) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。
 - (ク) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- エ 屋外に設置する場合は、前ウ(カ)、(キ)及び(ク)によること。
- オ 点検及び操作に必要な照明設備が確保されていること。●
- カ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。●

(2) 構造及び性能

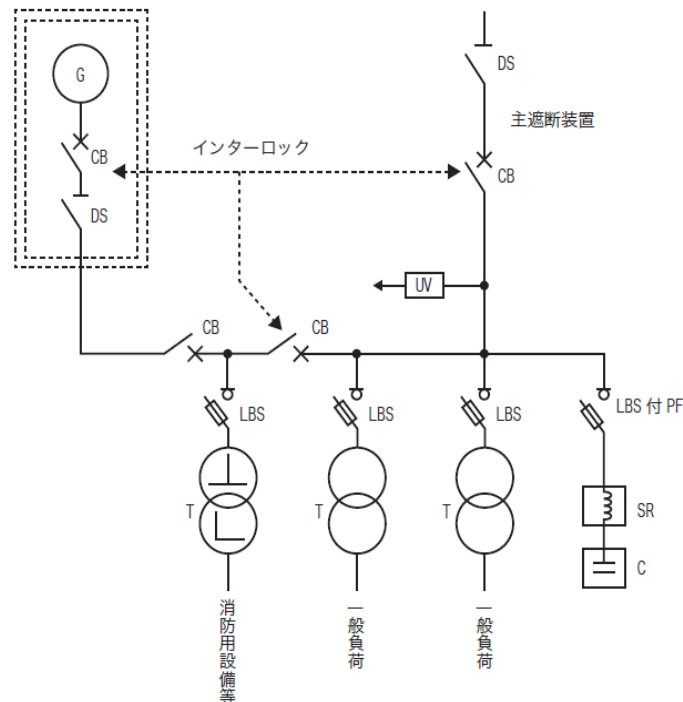
- ア キュービクル式の場合は、自家発告示に適合するもの又は認定品（登録認定機関（一社）日本内燃力発電設備協会）のものとする。
- なお、原則として認定品を設置するよう指導すること。●
- イ 燃料槽並びにその配管、管継手及び弁の材料、設置方法等については、危険物関係法令及び条例の規定によること。

エ 起動信号を発する検出器（不足電圧継電器等）は、高圧の発電機を用いるものにあつては、高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあつては、低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けること。（基準 19-16 図参照）

(低圧自家発電設備の例)



（高圧自家発電設備の例）



UV：不足電圧継電器等は、主遮断装置の負荷側の位置とし、上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。
また、設備種別が特別高圧の場合、変圧器（特高）の二次側の位置とすることができる。

基準19-16図

オ 制御装置の電源に用いる蓄電池設備は、前6に準じたものであること。

カ 起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。

（ア）他の設備（変電設備の操作回路等）と共用しているものは、キュービクル式（昭和48年消防庁告示第2号）のものとする。

（イ）別室に設けるものは、前6(1)の例によること。

キ 冷却水を必要とする原動機には、定格で1時間（連結送水管の加圧送水装置にあっては、2時間）以上連続して有効に運転できる容量を有する専用の冷却水槽を当該原動機の近くに設けること。

ただし、高架水槽、地下水槽等で他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りでない。なお、この場合、当該水槽に対する耐震装置並びに地震動等を十分考慮した配管接続及び貫通部の処理を行うこと。

ク 連結送水管の非常電源に用いる場合にあっては、長時間運転できる性能を有するものであること（定格負荷で連続10時間運転できるものとして、認定されている長時間形自家発電装置の設置が望ましいこと。）。●

(3) 接続方法

自家発電設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとし、自家発電設備に防災負荷以外の負荷を接続する場合、当該負荷回路には、防災負荷に対して影響を与えないように適正な遮断器を設置することし、次によること。

なお、負荷回路に変圧器を用いる場合は、前3(3)イ及びウの例によること。

基準19 非常電源に関する基準

- ア 回路表示が、電源切替装置以降の配電盤部にされていること。
- イ 開閉器には、消防用設備等である旨の表示があること。
- ウ 地震動等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- エ 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(4) 出力容量

自家発電設備の容量算定にあたっては、次によること。

- ア 自家発電設備に係る負荷すべてに所定の時間供給できる容量であること。
ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。
 - (ア) 同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、一の自家発電設備から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに消防用設備等が独立して使用するものは、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給できる容量がある場合（非常用の照明装置のように同時に使用する設備は合算すること。）
 - (イ) 消防用設備等の種別又は組合せ若しくは設置方法により同時に使用する場合があり得ないと思われるもので、その容量が最も大きい消防用設備等の群に対して電力を供給できる容量がある場合
- イ 自家発電設備は、全負荷同時起動ができるものであること。
ただし、逐次5秒以内に、順次電力を供給できる装置を設ける場合、40秒以内に全負荷に電力を供給できること。
- ウ 自家発電設備を一般負荷と共用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を与えない容量であること。
- エ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷（防災設備及びエレベーターを除く。以下同じ。）を遮断する方式で、次に適合するものにあっては、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。
 - (ア) 随時一般負荷の電源が遮断されることにおいて二次的災害の発生が予想されないものであること。
なお、二次的災害の発生が予想されるものとしては、防災設備のほかにエレベーター、病院の生命維持装置等も含むものであること。
 - (イ) 一般負荷の遮断は、原則として、ポンプを用いる消防用設備等の起動によること。
ただし、次の全てに適合する場合は、自動火災報知設備の作動信号によることができる。
 - a アナログ方式の自動火災報知設備又は蓄積機能を有する自動火災報知設備であること。
 - b 防火対象物の全館が自動火災報知設備により警戒されていること。
 - (ウ) 一般負荷の遮断は、自動方式とし、復旧は、手動方式とすること。
 - (エ) 一般負荷を遮断する回路に使用する配線は、基準19-10表に示す耐火配線又は耐熱配線により施設すること。
 - (オ) 一般負荷の電路を遮断する回路は、(イ)の消防用設備等に常時監視電流を供給すること。
 - (カ) 一般負荷を遮断する装置は、発電設備室、変電設備室等の不燃材料で区画された部分で容易に点検できる位置に設けるとともに、一般負荷の遮断装置である旨の表示を設けておくこと。

(5) 保有距離

自家発電設備は、基準19-7表に掲げる数値の保有距離を確保すること。（基準19-17図参照）

基準19 非常電源に関する基準

基準19-7表

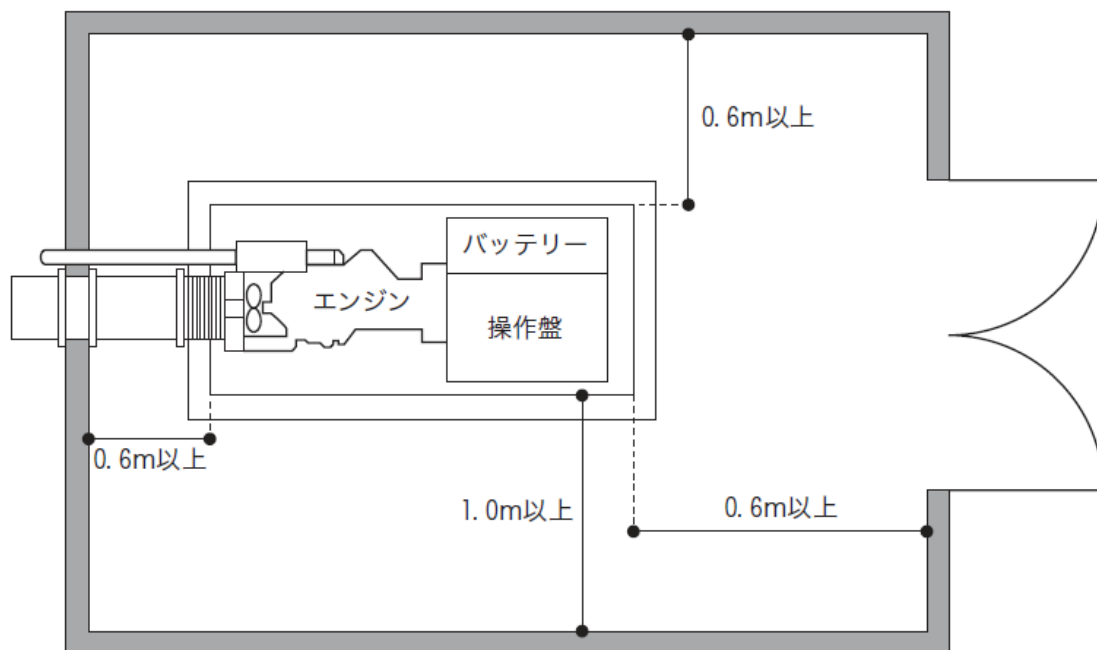
(単位：m)

機器名		保有距離	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相対する面	相対する面	相対する面	相対する面	変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面			
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	／	／					0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	自家発電装置	／	／	／	／	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	／	3.0
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	／	／					1.0	／	(注)1
	燃料タンク・原動機	／	／	／	／	／	0.6 (注)2	／	／	／	／	／	／	／

(注)1 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火設備とした場合は3m未満にすることができる。

2 予熱する方式の原動機にあっては、2mとすること。

ただし、燃料タンクと原動機の間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。



基準19-17図

(6) 常用防災兼用ガス専焼発電設備

消防用設備等の常用電源及び非常用電源として使用する気体燃料を用いる発電設備「常用防災兼用ガス専焼発電設備」(以下「ガス専焼発電設備」という。)は、前(1)から(5)まで((2)イ及びウを除く。)の例によるほか、次によること。

基準19 非常電源に関する基準

ア 燃料容器によりガス専焼発電設備に燃料供給する場合には、当該燃料容器は屋外（地上）に設置するものとする。

なお、保安対策を講じた場合に限り、高さ31m以下又は10階以下の建築物の屋上に設置できるものであること。

イ ガス事業者により供給されるガスをガス専焼発電設備の燃料とする場合においては、（一社）日本内燃力発電設備協会に設置された「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において主燃料の安定供給の確保に係る評価を受け、認められたものについては、自家発告示第2（13）口に適合しているものとして扱うものであること。

ウ 点検等によりガス専焼発電設備から電力の供給ができなくなる場合には、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずる必要があること。

（ア）非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合

a 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化が図られていること。

b 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に自家発電設備等の点検等を行うこと。

c 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

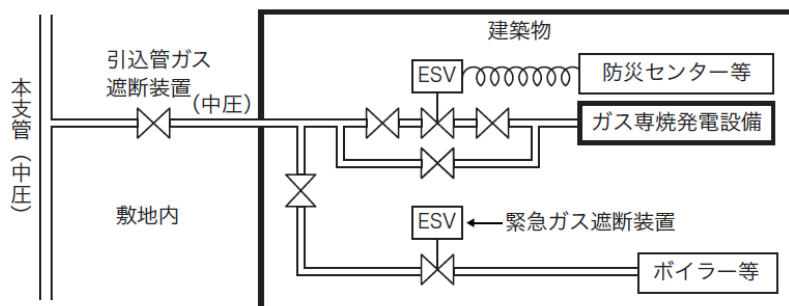
（イ）非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

（ア）で掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

エ ガス供給配管系統をガス専焼発電設備以外の他の火を使用する設備と共用する場合は、他の火を使用する設備により、ガス専焼発電設備に支障を与えない措置が講じられていること。

オ 緊急ガス遮断装置は専用とし、防災センター等から遠隔操作できる性能を有すること。

カ 緊急ガス遮断装置の点検時等に際しても安定的に燃料の供給を確保するため、バイパス配管を設置すること。（基準19-18図参照）



基準19-18図

キ ガス専焼発電設備が設置されている部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。また、防災センター等で確認できる措置が講じられていること。

ガス漏れ火災警報設備等の検知部は、ガス専焼発電設備の設置されている部屋、キュービクル、エンクロージャー等の外箱内、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部分付近に設けるものとし、作動した検知部がどこの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられていること。

ただし、ガス事業法等によりガス漏検知器の設置が規定されており、作動した検知部がどこの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられている部分を除く。

6 蓄電池設備

蓄電池設備は、消防用設備等に内蔵するものを除き、省令第12条第1項第4号ハの規定によるほか、次により設置すること。

基準19 非常電源に関する基準

(1) 設置場所等

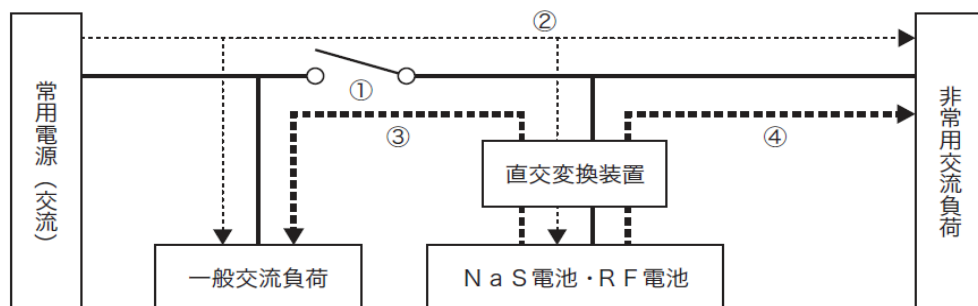
- ア 蓄電池設備の設置場所は、前3(1)アを準用すること。
- イ 屋内に設置する場合は、次によること。
 - (ア) 水が侵入し、又は浸透するおそれのない構造であること。
 - (イ) 配電管、配線又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
 - (ウ) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。
 - (エ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。
 - (オ) 蓄電池設備の周囲には、火災が発生するおそれのある設備が置かれていないこと。
 - (カ) 転倒しないように設けること。
- ウ 屋外に設置する場合は、前イ(オ)及び(カ)によるほか、蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じた外箱に収納したものであること。
- エ 点検及び操作に必要な照明設備が確保されていること。●
- オ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。●

(2) 構造及び性能

- ア キュービクル式は、不燃専用室に設置するものを除き、蓄電池告示に適合するもの又は認定品のものとする。

なお、原則として認定品（登録認定期間（一社）日本電気協会）を設置するよう指導すること。●

- イ 蓄電池告示第2第1号(2)に規定する「直交変換装置を有する蓄電池設備」は、ナトリウム・硫黄電池（以下「NaS電池」という。）及びレドックスフロー電池（以下「RF電池」という。）が該当するものであること。なお、直交変換装置とは、交流の電流を直流に変換して蓄電池を充電する機能と、直流の電流を交流に変換する機能を併せ持つ装置であること。（基準19-19図参照）



- 注1 NaS電池及びRF電池は、電力負荷平準化（電気料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと）を目的として、一般的に常用電源と非常電源を兼用とすることを想定している。
- 2 通常は遮断器①は閉じており、交流の常用電源は②のとおり、一般交流負荷及び非常用交流負荷（非常用負荷のうち病院の生命維持装置等常時使用するもの）に使用されるとともに、直交変換装置により直流に変換されて、NaS電池、RF電池等を充電する。
- 3 電力負荷平準化のため、時間帯によっては③のとおり、NaS電池、RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換し、一般交流負荷に電力を供給する（従来の鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池は、容量が小さいため、非常用負荷専用となっているものが多く、③のように一般負荷に電力を供給するものは希である。）。
- 4 非常の際、停電等が発生している場合は①の遮断器を自動で開放し、NaS電池、RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換して、④のように優先的に非常用負荷に電力を供給する。

基準19-19図

基準19 非常電源に関する基準

(3) 設置方法

- ア 他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものとする。
- イ 非常電源を有効に確保するため、保護協調が図られたものであること。
- ウ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。
- エ 地震動等により、変形、損傷等が生じないように措置すること。
- オ 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(4) 容量

蓄電池設備の容量算定にあつては、次によること。

- ア 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧80%の電圧をいう。）になるまで放電した後、24時間充電し、その後充電を行うことなく1時間以上監視状態を続けた直後において消防用設備等が基準19-1表の右欄に掲げる使用時分以上有効に作動できるものであること。

ただし、停電時に直ちに電力を必要とする誘導灯等にあつては、1時間以上の監視状態は必要としない。

- イ 容量は、前アによるほか、前5(4)（イを除く。）の例によること。

- ウ 一の蓄電池設備を2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合は、使用時分の最も長い消防用設備等の使用時分を基準とし、算定すること。

- エ 一般負荷にも電力を供給する蓄電池設備について

NaS電池及びRF電池は、従来の非常電源専用の蓄電池設備と異なり、常用運転（電力負荷平準化運転（電気料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと。））と非常用運転を兼用する設備であるが、このように一般負荷にも電力を供給している蓄電池設備については、非常用負荷に用いるために必要な電力を常時確保しておかなければならないこと。

ただし、当該NaS電池又はRF電池の点検等により、電力の供給ができなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないようにするため、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講じた場合は、1台での設置が可能であること。

- (ア) 非常電源が使用不能となる場合が短時間である場合

- a 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。
- b 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間にNaS電池又はRF電池の点検等を行うこと。
- c 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制又は消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

- (イ) 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合前(ア)で掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

(5) 保有距離

蓄電池設備は、基準19-8表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

基準19 非常電源に関する基準

基準19－8表

（単位：m）

機器名	保有距離	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル 式のもの	キュービクル 式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
式以外のもの キュービクル	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	0.6 注	/	/	/	/	/	/	/
	充電装置 逆変換装置 直交変換装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/

注 架台等を設けることにより、それらの高さが1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。

7 燃料電池設備

燃料電池設備は、省令第12条第1項第4号ニの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所等

ア 設置場所は、前3(1)アを準用すること。

イ 不燃専用室、耐火構造で区画された機械室等及び不燃材料で区画された機械室は、換気用の風道が当該室を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを、屋外に面する開口部には防火設備を設けることとされているが、当該燃料電池設備の換気の用に供するものであって、前5(1)イに掲げる事項に適合する場合は、防火ダンパー又は防火設備を設けないことができる。

ウ 屋内に設置する場合は、次によること。

(ア) 水が侵入し、又は浸透するおそれのない構造であること。

(イ) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのないこと。

(ウ) 粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。

(エ) 配電管、配線又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

(オ) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

(カ) 燃料電池設備の周囲には、火災が発生するおそれのある設備が置かれていないこと。

(キ) 燃料電池設備は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

エ 屋外に設置する場合は、前ウ(カ)及び(キ)によること。

オ 点検及び操作に必要な照明設備が確保されていること。●

カ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。●

(2) 構造及び性能

ア 燃料電池設備の基準（平成18年消防庁告示第8号。以下「燃料電池告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。

なお、原則として認定品（登録認定期間（一社）日本電気協会）を設置するよう指導すること。

●

イ 燃料容器は、原則として燃料電池設備の近くに設け、容量は定格負荷で連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。

ウ 起動信号を発する検出器（不足電圧継電器等）は、基準19－17図の例により低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けられていること。

基準19 非常電源に関する基準

ただし、常用電源回路が前3又は4の非常電源専用受電設備に準じている場合若しくは運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐しており、火災時等の停電に際し、直ちに操作できる場合は、この限りでない。

- エ 冷却水は、定格で1時間（連結送水管の加圧送水装置にあっては、2時間）以上連続して有効に運転できる容量を有する専用の冷却水槽が当該燃料電池設備の近くに設けられていること。

ただし、高架水槽、地下水槽等で他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りでない。

なお、この場合、当該水槽に対する耐震装置並びに地震動等を十分考慮した配管接続及び貫通部の処理を行うこと。

(3) 設置方法

- ア 他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものとする。
- イ 回路表示が、電源切替装置以降の配電盤部にされていること。
- ウ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。
- エ 地震動等により、変形、損傷等が生じないように措置すること。
- オ 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(4) 容量

燃料電池設備の容量算定にあたっては、前5(4)によること。

(5) 保有距離

燃料電池設備は、基準19-9表に掲げる数値の保有距離を確保すること。●

(6) 消防用設備等の常用電源及び非常用電源として使用する燃料電池設備は、次によること。

- ア 前(1)から(5)まで（(2)イを除く。）及び5(6)（イを除く。）によること。
- イ ガス事業者により供給されるガスをガス専焼発電設備の燃料とする場合においては、（一社）日本内燃力発電設備協会に設置された「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において主燃料の安定供給の確保に係る評価を受け、認められたものについては、燃料電池告示第2(7)ロに適合しているものとして扱うものであること。

基準19-9表

(単位：m)

機器名 保有距離	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	相対する面				変電設備、自家発電設備又は蓄電池設備		建築物等
					操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
保有距離	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0

8 配線

- (1) 省令第12条第1項第4号ホ及び第5号に規定する「電気工作物に係る法令の規定」とは、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月通商産業省令第52号）等をいうものであること。

(2) 非常電源回路の開閉器、遮断器等

ア 設置場所等

- (ア) 非常電源回路に使用する開閉器、遮断器等は、点検に便利な場所に設けること。
- (イ) 省令第12条第1項第4号ホ(ハ)に規定する「耐熱効果のある方法で保護」とは、前3(2)に規定するキャビネットの構造の例によるものに収納されているもの又は不燃専用室に設けられているものであること。

ただし、当該消防用設備等のポンプ室等に設置する場合にあっては、この限りでない。

- (ウ) 電動機の手元開閉器（電磁開閉器、金属箱開閉器、配線用遮断器等）は、当該電動機の設置位置より見やすい位置に設けてあること。

イ 開閉器

- (ア) 専用であること。
- (イ) 開閉器には、消防用設備等用である旨（分岐開閉器にあっては個々の消防用設備等である旨）の表示が付されていること。

ウ 遮断器

- (ア) 非常電源回路には、地絡遮断装置（漏電遮断器）が設けられていないこと。
- (イ) 分岐用遮断器は、専用のものであること。
- (ウ) 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線の許容電流値以下であること。

(3) 耐火又は耐熱配線

- ア 耐火配線又は耐熱配線にしなければならない配線の部分は、消防用設備等の種別に応じて、消防用設備等の試験基準の全部改正について（平成14年9月30日消防予第282号消防庁予防課長）第28配線の試験基準によること。

イ 耐火配線又は耐熱配線の工事方法は、基準19-10表によること。

ただし、次に掲げるものについては、これによらないことができる。

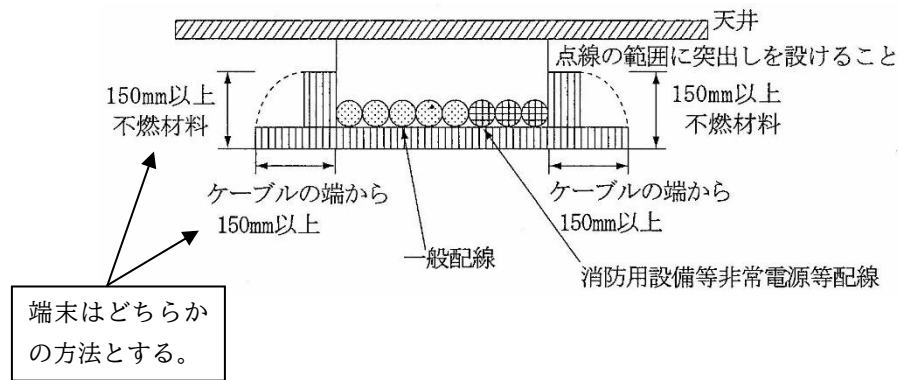
- (ア) 耐火配線の部分で3(6)アに掲げる場所に基準19-10表A欄の(1)から(10)に示す電線等を用いケーブル工事、金属管工事又は2種金属製可とう電線管工事としたもの若しくはバスダクト工事としたもの。
- (イ) 耐火配線の部分で電動機等の機器に接続する短小な部分を基準19-10表A欄の(1)から(10)までに示す電線等を用い金属管工事又は2種金属製可とう電線管工事としたもの。
- (ウ) 耐火配線の部分で常時開路式の操作回路を金属管工事、2種金属製可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事としたもの。
- (エ) 耐火配線の部分で制御盤等に非常電源を内蔵した当該配線。

ウ 耐火電線等（耐火電線と一般電線の混在したものも含む。）をケーブルラック等により露出して敷設する場合は、次のいずれかにより設けること。

ただし、機械室、電気室等不特定多数の者の出入りしない場所に敷設する場合は、この限りでない。

- (ア) 基準19-10表B欄(1)から(4)の工事とすること。
- (イ) 準不燃材料でつくられた天井内に隠ぺいするもの。
- (ウ) 耐火電線等に延焼防止剤を塗布すること。
- (エ) ケーブルラック下部を不燃材料で遮へいするもの（基準19-20図参照）。

基準19 非常電源に関する基準



基準19-20図

- エ 耐火電線、耐熱電線等に接続部が生じる場合は、原則として、「耐火電線等に係る接続工法の取扱いについて（平成10年9月8日予第816号予防課長通知）」に規定する標準工法による接続方法で行うこと。

基準 19 非常電源に関する基準

基準 19-10 表

配線方法

左欄の区分、A欄の電線等の種類及びB欄の工事種別によりC欄の施工方法によること。

区分	A 欄		B 欄	C 欄
	電 線 等 の 種 類		工 事 種 別	施 設 方 法
耐火配線	(1) アルミ被ケーブル (2) 鋼帯装ケーブル (3) クロロブレン外装ケーブル (4) 鉛被ケーブル (5) 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル (CV) (6) 600 ボルト架橋ポリエチレン絶縁電線 (IC) (7) 600 ボルト 2 種ビニル絶縁電線(HIV) (8) ハイパロン絶縁電線 (9) 四弗化エチレン (テフロン) 絶縁電線 (10) シリコンゴム絶縁電線		(1) 金属管工事 (2) 2 種金属製可とう電線管工事 (3) 合成樹脂管工事 (C 欄の(1)により施設する場合に限る。)	(1) 耐火構造とした特定主要構造部に埋設する。この場合の埋設深さは壁体等の表面から 20 mm以上とする (2) 1 時間耐火以上の耐火被覆材又は耐火被覆で覆う。 (3) ラス金網を巻きモルタル 20 mm以上塗る。 (4) 耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。)に隠ぺいする。
			(4) 金属ダクト工事	(2)、(3)又は(4)により施設する。
			(5) ケーブル工事	A 欄の(1)から(5)までのケーブルを使用し、耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。)に施設するほか、他の電線との間に不燃性隔壁を堅固に取り付け又は 15cm 以上の離隔を常時保持できるように施設する。
	(11) バスダクト		(6) バスダクト工事	1 時間耐火以上の耐火被覆板で覆う。ただし、耐火性を有するもの及び(4)に設けるものは除く。(注)3
	(12) 耐火電線 (注)1	電線管用のもの	(5)のケーブル工事	B 欄の(1)、(2)、(3)又は(4)で保護することもできる。
		その他のもの	(5)のケーブル工事	露出又はシャフト、天井裏等に隠ぺいする。
	(13) MI ケーブル		(5)のケーブル工事	
耐熱配線	(1)から(10)までの電線等		(1)、(2)又は(4)の工事	
	(1)から(5)までの電線等		(5)のケーブル工事	不燃性のダクト及び耐火性能を有するパイプシャフト (ピット等を含む。)に隠ぺいする。
	(14) 耐熱電線 (注)2 (15) 耐熱光ファイバークーブル (注)4 (16) 耐熱同軸ケーブル (17) 耐熱漏えい同軸ケーブル (注)5		(5)のケーブル工事	

- 注 1 耐火電線は、耐火電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 10 号）に適合する電線であること。
 2 耐熱電線は、耐熱電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 11 号）に適合する電線であること。
 3 耐火性を有するバスダクトは、耐火電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 10 号）に適合するバスダクトであること。
 4 耐熱光ファイバークーブルは、耐熱光ファイバークーブルの基準（昭和 61 年 12 月 12 日消防予第 178 号消防庁予防救急課長通知）に適合する光ファイバークーブルであること。
 5 耐熱同軸ケーブル及び耐熱漏えい同軸ケーブルは、無線通信補助設備の基準（昭和 53 年 1 月 5 日消防予第 1 号消防庁予防救急課長通知）に適合する耐熱性を有するものであること。
 6 1 から 3 までについては、原則として認定品（登録認定機関（一社）電線総合技術センター）を使用すること。●